

議案第 2 1 号

関市特定空家等審査会条例の制定について

関市特定空家等審査会条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

関市特定空家等審査会を設置するため、この条例を定めようとする。

関市特定空家等審査会条例

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、関市特定空家等審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定する特定空家等の認定に関すること。
- (2) 法第14条第2項の規定による勧告に関すること。
- (3) 法第14条第3項の規定による命令に関すること。
- (4) 法第14条第9項の規定による代執行に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審査会は、委員5人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に、会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定

める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により会長が互選されるまでの間に開催される審査会の会議については、市長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

都市再生整備計画評価委員会委員	日額	6,500
-----------------	----	-------

を

」

「

都市再生整備計画評価委員会委員	日額	6,500
特定空家等審査会委員	日額	6,500

に

」

改める。